

別紙

令和4年(ワ)第31814号

質問書兼回答書

令和6年05月29日

お名前 八木橋 健太郎



あなたは、請求拡張及び訴状訂正申立書(令和5年5月8日付け)において、第2の2記載のAないしCの処遇(以下、それぞれにつき「処遇A」などといいます。)につき、各付帯請求に係る遅延損害金の起算日を「違法行為があった日」としていますが、「違法行為があった日」につき、複数の日又は幅のある期間を主張していると思われる箇所があります。当該箇所については、当該違法行為が終わった日、すなわち、そのうちの最も遅い日をもって遅延損害金の起算日と主張していると理解してよいでしょうか。

上記理解を前提とすると、遅延損害金の起算日は、次のとおりとなります。

- ・処遇AないしC: 令和2年8月25日
- ・処遇D: 令和3年3月12日
- ・処遇E: 令和2年9月15日
- ・処遇F: 令和3年5月10日
- ・処遇G: 令和3年11月17日
- ・処遇H: 令和4年1月31日
- ・処遇I: 令和4年2月21日
- ・処遇J: 令和4年6月8日
- ・処遇K: 令和4年9月30日
- ・処遇L: 令和4年4月21日

該当する□にチェックをして、回答してください。

1 はい、そのとおりです。

2 いいえ、違います。違う箇所は次のとおりです。

【説明欄】

原告の主張する遅延損害金の起算日は、次のとおりである。
処遇アないしウ：2020年7月16日、エ：7月31日及び8月14日、オ：9月8日、カ：8月25日、キ：2021年3月12日、ク：10月5日、ケ：11月29日、コ：2022年2月15日、サ：2021年11月25日、シ：2022年4月1日、ス：4月18日

以上